

平成21年（行コ）第213号

八ッ場ダム公金支出差止（住民訴訟）請求控訴事件

控訴人 深澤洋子外37名

被控訴人 東京都水道局長外4名

### 証拠説明書（甲第42～45号証）

平成23年4月27日

東京高等裁判所民事第5部 御中

控訴人ら訴訟代理人 弁護士 西 島 和

番号	文書名	作成日	作成者	立証趣旨等	備考
甲42	意見書	H23.4.20	嶋津暉之	<p>1 東京都水道局が、平成15年から平成21年まで、毎年度、水道需要予測の見直しのための水需要調査研究を行っていたこと。このうち、平成17～20年度の調査結果（予測）は、東京都が15年度予測において採用している手法が採用され、15年度予測より将来の水需要が減少するとの調査結果（予測）が示されており、これらの調査結果（予測）は、被控訴人水道局長の計画再検討（見直し）義務を根拠づけること。平成21年度の調査結果（予測）は、今後も水道需要が増加するとの予測を示しているが、その手法はきわめて不合理であり、水需給計画の前提となる水道需要予測として採用される適格性を欠くこと。</p> <p>2 平成23年1月に実施された水道水源開発施設整備事業の評価では、事業継続の結論が出されているが、その前提となる資料は、15年度予測について、実績とのかい離の数値を示さないまま「大きなかい離は生じていない」と記述したり、東京都において50年で8122億円（現在価値）、年平均382億円の渇水被害が想定されるという、現実を無視した想定での費用対効果計算の結果が記載されるなど、内容が不公正であり、また、再評価委員会の手続は持ち回りという形骸化した手続で行われているから、このような不公正な資料・手続によりなされた事業継続の判断は、八ッ場ダムによる水源確保が必要</p>	写し

				との判断の合理性を根拠づけるものとはなりえないこと。	
甲43	起案書	H17.9.2 2	東京都 水道局	東京都水道局が、「水道需要予測は、水道事業運営の基本となる将来の水道需要を見通すうえで不可欠な業務であり、その中で予測の妥当性・合理性を明らかにする必要がある。また、社会情勢、水道事業運営等の変化に的確に対応するためにも、水道需要予測モデルを恒常的に精緻化する必要がある。本調査は、現行の水道需要予測モデルについて検証を加え、予測精度、及び対外的な説明性を高めること目指し、現行モデルの改良に向けた基本的な検討を行うことを目的として実施するものである」などとして、水需要調査研究を行ってきていること	写し
甲44	請願 審査の結果 について (通知)	H22.6.1 6	東京都 議会	都議会が、「東京都水道局において、水道に関する水需要予測を速やかに実施していただきたい」との請願を、「趣旨にそうよう努力されたい」との意見を付して採択したこと	写し
甲45	水需要予測の実施に関する 請願（22 第7号）の 処理経過 及び結果		東京都	東京都水道局が、都議会で水道需要予測の速やかな実施を求める請願を採択した（甲44）にもかかわらず、水道需要予測を実施せず、また、その理由として、説得的な理由を示さない一方で、「都の膨大な水道施設は間もなく一斉に更新時期を迎えることなどから、水道システム全体の安全度などを考慮した需要と供給のあり方を十分踏まえて、将来の東京にふさわしい水道施設に再構築するための基本構想を策定していく」などとはぐらかすようなことを述べていること。	写し

以上